

保 医 発 0812 第 4 号
令 和 8 年 8 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」の一部訂正について

標記について、「「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和 8 年 7 月 14 日付け保医発 0714 第 5 号）」の一部を別添のとおり訂正いたします。

新	旧
「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示」(令和8年厚生労働省告示第 267 号)が令和8年7月 14 日に告示され、同月 15 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月 18 日付け保医発 0318 第4号。以下「留意事項通知」という。)を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 2. 改正の概要について 留意事項通知について、「040110 間質性肺炎」のうち手術・処置等2の1に「ネランドミラスト」を追加し、「080105 重症薬疹」のうち手術・処置等2の2に「ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン」及び「pH4処理酸性人免疫グロブリン」を追加する。	「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示」(令和8年厚生労働省告示第 258 号)が令和8年7月 14 日に告示され、同月 15 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月 18 日付け保医発 0318 第4号。以下「留意事項通知」という。)を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 2. 改正の概要について 留意事項通知について、「040110 間質性肺炎」のうち手術・処置等2の1に「ネランドミラスト」を追加し、「080105 重症薬疹」のうち手術・処置等2の6に「ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン」及び「pH4処理酸性人免疫グロブリン」を追加する。